

県地方税滞納整理推進機構と共同で 市税の徴収を強化します！

税は、まちづくりを支える大切な財源です。市では、市税などを納付した皆さんとの公平を保ち、滞納の解消を図るために、県と共同で「山梨県地方税滞納整理推進機構」を設置しました。**今後、地方税滞納整理推進機構では、市税を滞納し納税指導等に従わない方に対し差押え等の滞納処分を強力に推進していきます。**

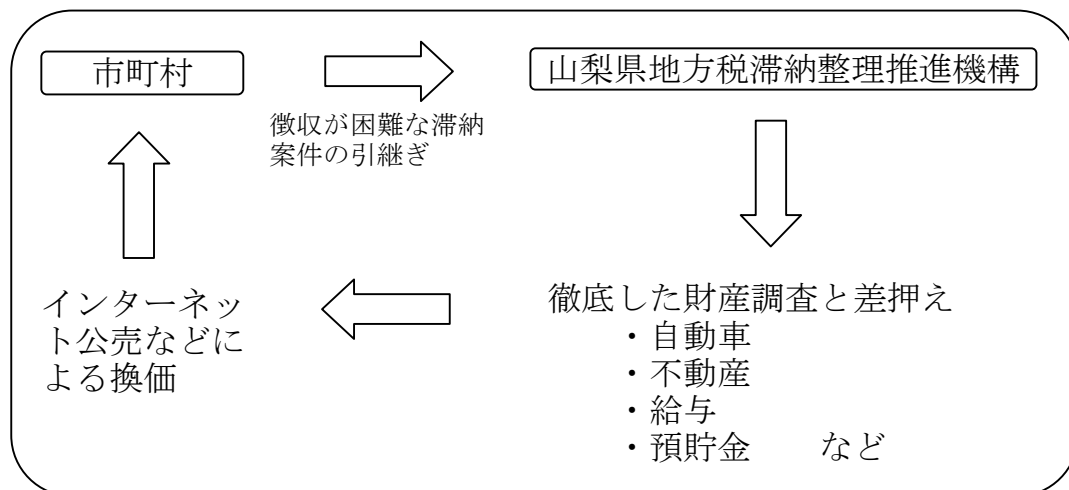
納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいます。滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。また、滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期限内に納税されますようお願いいたします。

◎滞納解消に向けた取り組み

市では滞納解消へ向け、次のような取り組みを行っています。

- 納税相談** 市税を納期限までに納めることが困難な場合はご相談ください。
- 納税催告** 納期限が過ぎても納付のない方に対し、**文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問**を行います。
- 財産調査** 滞納者の財産を**官公署・金融機関・生命保険会社**などに対し調査します。
- 給与調査** 滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、**勤務先**に対する**給与調査**を行います。
- 滞納処分** **土地・建物など財産がある滞納者**に対し、**差押え**を行います。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、**預貯金、給与、自動車、生命保険**なども**差押えの対象**となります。

◎滞納整理はこのような流れで行います



タイヤロック装置
による自動車の
差押え(例)

